病気で仕事を休んで給料が 支払われないとき

~傷病手当金制度~

病気やけがで長期間仕事を休むと、 給料が支払われなくなり 生活費に困ることがあります





しかし**「傷病手当金」**を 請求すれば、生活補償として 手当金が健康保険より 支給されます。

傷病手当金」は加入している 各健康保険の窓口に申請書を 郵送することで請求できます。

協会けんぽの保険証をお持ちの方は Webサイトから申請書をダウンロード して印刷してください。

申請書に病院や勤務先の証明を受けた上で、 加入している協会の都道府県支部に郵送してください。 後日手当金が指定の口座に振り込まれます。



病気で仕事を休んで 給料が 支払われないとき



【対象者】

病気やけが(業務上の病気、けがを除く)で仕事を 4日以上休み、かつその間の給与を受け取っていない 被保険者

【手続き方法】

協会けんぽWebサイトから印刷した申請書に記入し 郵送する

【支給金額】

- ・直近12か月の給与※を平均した額の2/3
- ・支給を受けることのできる期間は最長で1年6か月 (※勤務先が社会保険に申請している給与総額。 手取り金額とは一致しません。)

【振り込み先】

被保険者名義の口座

【注意事項】

- ①「病院」で申請書に「働けない状態であることの 証明」を受ける必要があります
- ②「勤務先」で申請書に「休業し給与が支払われて いないことの証明」を受ける必要があります